

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成18年飯塚市訓令第14号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月3日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第2号

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------------|---|
| (特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間) | (特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| 2～10 (略) | 2～10 (略) |
| | <u>11 飯塚市市民交流プラザに勤務する職員の勤務時間については、</u> <u>次のとおりとし、4週間を通じて1週間の勤務時間が38時間45分と</u> <u>なるように主管課長が割り振るものとする。</u> <u>1勤 午前10時00分から午後6時45分まで</u> <u>2勤 午後零時15分から午後9時00分まで</u> |

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。